

一団地の建設行為に関する協議申出書

年 月 日

(あて先) 箕面市長

事業者 住所
氏名

箕面市まちづくり推進条例施行規則第4条の2の規定に関し、下記のとおり協議します。

記

行為の区域	箕面市				
行為面積	m ²	地目	宅地・農地・その他 ()		
行為種別	道路位置指定・区画の分割又は統合・その他 ()				
予定建築物	建築物の用途		建築戸数		
			棟	戸	
予定工期	年 月 日 から		年 月 日 まで		
一団地協議対象の土地	箕面市				
一団地協議対象の土地所有者	(住所)		(氏名)		
一団地協議対象での全体計画	行為面積	m ²	棟	戸	計画予定面積の合計 m ²
	3年以内に計画のある残地	m ²	棟	戸	
	3年以内に計画の無い残地	m ²			
	合計	m ²	棟	戸	
用途地域	1低 2低 1中高 2中高 1住居 2住居 準住居 近商 商業 調整区域				
接続道路	種類：国道・府道・市道・里道・私道 (幅員 m) 建築基準法：第42条1項 (第1号・第2号・第3号・第4号・第5号) ・第42条2項・その他				
規制法令等	地区計画	宅地造成等工事規制区域	生産緑地	下水直接放流	都市計画施設
	内・外	内	内・外	内・外	有・無
設計者住所氏名 (代理人)	住所				
	氏名		(電話番号)		
添付書類	委任状、位置図、現況図、面積求積図 (地積測量図等)、土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図、給排水計画図、建築平面図、建築立断面図、一団地協議対象の土地全体を含む公図・登記事項証明書 (写)、地積測量図、その他市長が必要と認めるもの				

様式第 2 号 (要綱第 7 条の 2 関係)
 一団地の建設行為に関する建設基準確認表

関係課	建設基準	基準確認	協議完了
道路総務課	道路整備 要 ・ 否 () 交通安全施設 要 ・ 否 () 駐 車 場 要 ・ 否 台 駐 輪 場 要 ・ 否 台 その他		
公園みどり課	公園設置 要 ・ 否 m ² その他		
農業振興課	緑化整備 要 ・ 否 m ² その他		
まちづくり政策課	景観に関する事項 協議 要 ・ 否 その他		
環境クリーンセンター	ごみ集積設備 要 ・ 否 (有効面積 m ² , 箇所) その他		
上下水道局 下水道室	汚水管整備 要 ・ 否 雨水管整備 要 ・ 否 その他		
上下水道局 水道工務室	配水管整備 要 ・ 否 その他		
消防本部 予防課	防火水槽 (40 t) 要 ・ 否 消 火 栓 要 ・ 否 その他		
市民サービス政策課	防 犯 灯 要 ・ 否 基 その他		
審査指導課	主要道路 m (道路後退 要・否) 接続道路 m (拡幅整備 要・否) 区画内道路 m その他		

一団地の建設行為に関する協議報告書

年 月 日

(あて先) 箕面市長

事業者 住所
氏名

箕面市まちづくり推進条例施行規則第 4 条の 2 の規定に関し、別紙のとおり関係かと協議し、一団地協議対象の土地全体に対する建設基準を確認いたしましたので報告致します。

記

行為の区域	箕面市				
行為面積	m ²	地目	宅地・農地・その他 ()		
行為種別	道路位置指定・区画の分割又は統合・その他 ()				
予定建築物	建築物の用途		建築戸数		
予定工期	年 月 日 から		年 月 日 まで		
一団地協議対象の土地	箕面市				
一団地協議対象の土地所有者	(住所)		(氏名)		
一団地協議対象での全体計画	行為面積	m ²	棟	戸	計画予定面積の合計
	3年以内に計画のある残地	m ²	棟	戸	
	3年以内に計画の無い残地	m ²			
	合計	m ²	棟	戸	
用途地域	1低 2低 1中高 2中高 1住居 2住居 準住居 近商 商業 調整区域				
整備時期	年 月 日頃 (残地計画の事前協議受付前)				
接続道路	種類：国道・府道・市道・里道・私道 (幅員 m) 建築基準法：第42条1項 (第1号・第2号・第3号・第4号・第5号) ・第42条2項・その他				
規制法令等	地区計画	宅地造成等工事規制区域	生産緑地	下水直接放流	都市計画施設
	内・外	内	内・外	内・外	有・無
設計者住所氏名 (代理人)	住所 氏名 (電話番号)				
添付書類	委任状、位置図、現況図、面積求積図、土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図、給排水計画図、建築平面図、建築立断面図、一団地協議対象の土地全体を含む公図・登記事項証明書 (写)、地積測量図、誓約書、印鑑証明書 (写) (ただし、原本照合を要す)、その他市長が必要と認めるもの (計画のない残地がある場合は様式第 6 号の誓約書も添付が必要)				

誓 約 書

年 月 日

(あて先) 箕 面 市 長

事業者	住所	
	氏名	実印
一団地協議対象の土地所有者	住所	
	氏名	実印
設計者	住所	
	氏名	印

今般、下記の建設行為を行うに際し、まちづくり推進条例施行規則第 4 条の 2 の規定に基づき、当該の建設行為区域を含めた建設行為面積に対する建設基準を遵守し、協議どおり建設行為事前協議書の提出までに整備することを誓約いたします。

なお、協議内容に変更が生じた場合には、再度一団地協議を行うことを併せて誓約いたします。

また、当該一団地協議対象の土地又はその一部を譲渡等する場合には、この誓約事項があることを条件に第三者に譲渡等することを併せて、誓約いたします。

記

1. 建設行為区域
(地番)

2. 建設行為面積 m^2 (公簿・実測)

3. 建設行為概要

4. 一団地協議対象の土地
(地番・面積) m^2 (公簿・実測)

【添付書類】 印鑑証明書の写し (ただし、原本照合を要す)

一団地の建設行為に関する協議書

年 月 日

(あて先) 箕面市長

事業者 住所
氏名

箕面市まちづくり推進条例施行規則第4条の2の規定に関し、下記のとおり協議します。

記

行為の区域	箕面市				
行為面積	m ²	地目	宅地・農地・その他 ()		
行為種別	道路位置指定・区画の分割又は統合・その他 ()				
予定建築物	建築物の用途		建築戸数		
予定工期					
一団地協議対象の土地	箕面市				
一団地協議対象の土地所有者	(住所)		(氏名)		
一団地協議対象での全体計画	行為面積	m ²	棟	戸	計画予定面積の合計
	3年以内の行為済みの残地	m ²	棟	戸	
	3年以内に計画の無い残地	m ²			
	合計	m ²	棟	戸	
用途地域	1低 2低 1中高 2中高 1住居 2住居 準住居 近商 商業 調整区域				
接続道路	種類: 国道・府道・市道・里道・私道 (幅員 m) 建築基準法: 第42条1項 (第1号・第2号・第3号・第4号・第5号) ・第42条2項・その他				
規制法令等	地区計画 内・外	宅地造成等工事規制区域 内	生産緑地 内・外	下水直接放流 内・外	都市計画施設 有・無
設計者住所氏名 (代理人)	住所 氏名		(電話番号)		
添付書類	委任状、位置図、現況図、面積求積図、土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図、給排水設備図、建築平面図、建築立断面図、一団地協議対象の土地全体を含む公図・登記事項証明書 (写)、地積測量図、誓約書、印鑑証明書 (写) (ただし、原本照合を要す)、その他市長が必要と認めるもの				

誓 約 書

年 月 日

(あて先) 箕 面 市 長

事業者	住所	
	氏名	実印
一団地協議対象の土地所有者	住所	
	氏名	実印
設計者	住所	
	氏名	印

今般、下記の建設行為を行うに際し、まちづくり推進条例施行規則第 4 条の 2 の規定に基づき、建設行為完了後、3 年以内に建設行為区域以外の一団地協議対象の土地において、建設行為（建築物の建築を含む）を行う場合は、要件確認の上、当該の建設行為区域を含めた建設行為面積に対する建設基準を遵守することを誓約いたします。

また、当該一団地協議対象の土地又はその一部を譲渡等する場合には、この誓約事項があることを条件に第三者に譲渡等することを併せて、誓約いたします。

記

1. 建設行為区域
(地番)
2. 建設行為面積 m^2 (公簿・実測)
3. 建設行為概要
4. 一団地協議対象の土地
(地番・面積) m^2 (公簿・実測)

【添付書類】 印鑑証明書の写し (ただし、原本照合を要す)

要件確認誓約書

年 月 日

(あて先) 箕面市長

事業者 住所
氏名 実印

設計者 住所
氏名 印

今般、下記の建設行為を行うに際し、まちづくり推進条例施行規則第 4 条の 2 の規定に基づき、建設行為完了後、3 年以内に建設行為区域以外の一団地協議対象の土地において、建設行為（建築物の建築を含む）を行うこととなりました。当初の建設行為区域を施行した事業者等と関連性が無い旨を誓約いたします。

また、当該一団地協議対象の土地又はその一部を譲渡等する場合には、この誓約事項があることを条件に第三者に譲渡等することを併せて、誓約いたします。

記

1. 建設行為区域
(地番)

2. 建設行為面積 m^2 (公簿・実測)

3. 建設行為概要

4. 一団地協議対象の土地
(地番・面積) m^2 (公簿・実測)

【添付書類】位置図、一団地協議対象の土地全体を含む現況図及び土地利用計画図、印鑑証明書の写し(ただし、原本照合を要す)、一団地協議対象の土地全体を含む公図・登記事項証明書、地積測量図、関連性が無い旨を示す図書(建築計画概要書等)